

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

- 1 高速道路の路線名中(36)の次に次のように加える。
(37) 一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))
- 2 新設又は改築に係る工事の内容中「別紙-26」を「別紙-27」とし、「別紙-25」を「別紙-26」とし、「別紙-24」を「別紙-25」とし、別紙-23の次に次のように加える。
別紙-24 一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する工事の内容
- 3 収支予算の明細中「別紙-27」を「別紙-28」に改める。
- 4 料金の額及びその徴収期間中「別紙-28」を「別紙-29」に改める。

別紙-1(4)中「31,097百万円」を「29,505百万円」に改める。

別紙-5(5)(ロ)中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別紙-7(5)(ロ)中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

別紙-11(4)中「32,158百万円」を「33,750百万円」に改め、同(5)(ロ)中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別紙-21(4)中「80,047百万円」を「95,847百万円」に改め、同(5)(イ)②中「平成32年10月1日」を「平成29年10月1日」に改め、同(5)(ロ)中「平成34年3月31日」を「平成32年7月24日」に改める。

「別紙-26」を「別紙-27」とし、「別紙-25」を「別紙-26」とし、「別紙-24」を「別紙-25」とし、別紙-23の次に次の別紙を加える。

(別紙-24)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野~上尾南))

(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号
(新大宮上尾道路(与野~上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から
埼玉県上尾市堤崎まで

(ロ) 延長

8.0キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 道路の区分

第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	80	8.0	

(ニ) 設計自動車荷重

245キロニュートン(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

(ヘ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.5	1.75 又は 2.25	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25又は3.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション (仮称)
一般国道17号 (新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号 (新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口 (仮称)
一般国道17号 (新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口 (仮称)
一般国道17号 (上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口 (仮称)
一般国道17号 (上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口 (仮称)

(4) 工事予算

45,000百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

- ① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)

平成29年 4月20日

- ② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで

平成36年 4月 1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成39年 3月31日

別紙－２８〔３〕一．(3) (ロ) 表B中

「

神奈川県における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)の路線における各出入口等(湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。)まで。	10%
--	-----

」を

「

神奈川県における各出入口等から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)、(37)の路線における各出入口等(湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。)まで。	10%
---	-----

」に改める。

別紙－２８の別添２中

「

埼玉県道高速さいたま戸田線

					浦和北	浦和南	美女木JCT
			与野		2.1	—	—
		新都心西	—	3.9	—	—	7.9
	新都心	—	—	5.7	—	—	11.5
さいたま見沼	2.3	4.1	—	8.0	—	—	13.8

」を

「

埼玉県道高速さいたま戸田線

					浦和北	浦和南	美女木JCT
			与野JCT (仮称)	与野	2.1	—	—
		新都心西	—	2.7	—	—	7.9
	新都心	—	1.2	—	3.9	—	8.5
	—	1.8	3.0	—	5.7	—	9.7
さいたま見沼	2.3	4.1	5.3	—	8.0	—	11.5
							13.8

」に改め、埼玉県

道高速さいたま戸田線の次に次のとおり加える。

一般国道17号(新大宮上尾道路)

				与野JCT (仮称)	与野
		宮前南 (仮称)	大宮 (仮称)	—	—
		—	1.2	3.7	—
上尾南 (仮称)	宮前 (仮称)	—	—	—	—
	—	1.2	—	4.9	7.4

別紙－28の別添3を次のように改める。

別添3

出入口等	料金距離 (km)
本町 (上野方向へ進行する入口に限る。)	3.7
池尻 (入口に限る。)	6.4
永福 (高井戸方向へ進行する入口に限る。)	3.4
初台 (入口に限る。)	6.7
外苑 (代々木方向へ進行する入口に限る。)	10.6
板橋本町 (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	25.0
板橋本町 (中台方向へ進行する入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	27.1
錦糸町 (小松川方向へ進行する入口に限る。)	7.9
錦糸町 (小松川方向から進行して流出する出口に限る。)	7.9
葛西 (浦安方向へ進行する入口に限る。)	9.8
足立入谷 (入口に限る。)	6.3
鹿浜橋 (加賀方向へ進行する入口に限る。)	10.3
扇大橋 (鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。)	13.6
三溪園 (入口に限る。)	10.9
杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)	4.0
新郷 (安行方向へ進行する入口に限る。)	4.9
八潮南 (八潮方向へ進行する入口に限る。)	4.6
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
戸田 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	15.9
新都心 (さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。)	2.3
新都心西 (新都心方向へ進行する入口に限る。)	4.1
浦和北 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	8.0
浦和北 (入口に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	10.1
美女人木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日まで適用する。]	13.8
美女人木ジャンクション (高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。)[ただし、一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))の供用開始の期日から適用する。]	15.9
浦安 (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)	6.4
阪東橋 (入口に限る。)	4.7
岸谷生麦 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る)(ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	7.4
岸谷生麦 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る)(ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	14.5
新横浜 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る)(ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。)	1.2
新横浜 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る)(ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。)	8.3
港北 (仮称) [横浜青葉ジャンクション(仮称)方向へ進行する入口に限る]	7.1
大宮 (仮称) (入口に限る。)	4.9
宮前 (仮称) (入口に限る。)	1.2

「別紙－28」を「別紙－29」に改める。